

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管課 薬務課

法令名	毒物及び劇物取締法	法令番号	昭和 2 5 年法律第 3 0 3 号				
手続名	毒物劇物営業者等の登録の取消等	根拠条項	第 1 9 条第 1 項～第 4 項				
処 分 基 準	<p>毒物又は劇物の営業者等に係る処分については、次により行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県知事は、毒物劇物営業者の有する設備が第 5 条の厚生労働省令で定める基準（ ）に適合しなくなつたと認めるときは、相当の期間を定めて、その設備を当該基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。 2 前項の命令を受けた者が、その指定された期間内に必要な措置をとらないときは、県知事は、その者の登録を取り消さなければならない。 3 県知事は、毒物若しくは劇物の製造業、輸入業若しくは販売業の毒物劇物取扱責任者にこの法律に違反する行為があつたとき、又はその者が毒物劇物取扱責任者として不適當であると認めるときは、その毒物劇物営業者に対して、毒物劇物取扱責任者の変更を命ずることができる。 4 県知事は、毒物劇物営業者又は特定毒物研究者にこの法律又はこれに基づく処分に違反する行為があつたとき（特定毒物研究者については、第 6 条の 2 第 3 項第 1 号から第 3 号までに該当するに至つたときを含む。）は、その営業の登録若しくは特定毒物研究者の許可を取り消し、又は期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 <p style="text-align: center;">第 5 条の厚生労働省令で定める基準については、審査基準「毒物又は劇物の製造業等の登録」の項を参照すること。</p>						
対 応 区 分	<ol style="list-style-type: none"> 1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与 	処 理 機 関	薬務課	交 付 機 関	薬務課	目 次	1 0